

各部局の諸課題について

平成31年2月

目次

- 『奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島』の世界自然遺産再推薦について 1
- 第四次循環型社会形成推進基本計画について... 3
- 廃棄物処理施設整備計画について..... 4

世界自然遺産の推薦について

—奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島—

資産名

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島

世界遺産としての顕著で普遍的価値

島の成り立ちを反映した独自の生物進化を背景とした、国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域である。

保護担保措置

国立公園、森林生態系保護地域など

共同推薦省庁

環境省、林野庁

奄美大島

徳之島

沖縄島北部

西表島

アマミノクロウサギ



ヤンバルクイナ



イリオモテヤマネコ



イシカワガエル



奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の 世界遺産登録に向けた経緯と今後のプロセス

2017年2月1日: ユネスコ世界遺産センターへ推薦書提出

2018年5月: 世界遺産委員会諮問機関(IUCN)による延期勧告(→6月1日: 推薦書の一旦取り下げ)

● 沖縄島北部 2018年6月: 北部訓練場返還地をやんばる国立公園に編入

2018年9月: 世界自然遺産候補地科学委員会で再推薦に向けた修正方針の決定。

2018年11月2日: 2018年度の推薦候補を「奄美・沖縄」とする方針に決定(官房長官発表)

2018年11月: ユネスコ世界遺産センターへ推薦書暫定版 提出

2019年1月17日: 推薦案件について、関係省庁連絡会議での確認

2019年1月22日: 推薦案件について、閣議了解

2019年2月1日: ユネスコ世界遺産センターへ推薦書提出

<今後の予定>

2019年夏～秋頃: IUCNによる現地調査

2020年夏頃: 世界遺産委員会における審議(世界遺産登録の可否決定)

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

持続可能な社会づくりとの統合的な取組

- ✓ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界
- ✓ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上

地域循環共生圏形成による地域活性化

- ✓ 地域の資源生産性向上
- ✓ 生物多様性の確保
- ✓ 低炭素化
- ✓ 地域の活性化
- ✓ 災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- ✓ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」

適正処理の推進と環境再生

- ✓ 廃棄物の適正処理（システム、体制、技術の適切な整備）
- ✓ 地域環境の再生（海洋ごみ、不法投棄、空き家等）
- ✓ 震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生

災害廃棄物処理体制の構築

- ✓ 災害廃棄物の適正・迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強化）

適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開

- ✓ 資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界

循環分野における基盤整備

- ✓ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成
- ✓ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会

2000年度 2015年度 2025年度目標

	2000年度	2015年度	2025年度目標	
資源生産性（万円/トン）	24	38	49 （+102%）	
入口側の循環利用率（%）	10	16	18 （+8ポイント）	
出口側の循環利用率（%）	36	44	47 （+11ポイント）	
最終処分量（百万トン）	57	14	13 （▲77%）	（ ）内は2000年度比

持続可能な社会づくりとの統合的な取組

- 地域循環共生圏の形成
- シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価
- 家庭系食品ロス半減に向けた国民運動
- 高齢化社会に対応した廃棄物処理体制
- 未利用間伐材等のエネルギー源としての活用
- 廃棄物エネルギーの徹底活用
- マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
- 災害廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進
- 廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開

地域循環共生圏形成による地域活性化

- 地域循環共生圏の形成
 - ・ 課題の掘り起こし
 - ・ 実現可能性調査への支援
- コンパクトで強靱なまちづくり
- バイオマスの地域内での利活用

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環

- 開発設計段階での省資源化等の普及促進
- シェアリング等の2 Rビジネスの促進、評価
- 素材別の取組等
 - ・ プラスチック戦略
 - ・ バイオマス
 - ・ 金属（都市鉱山の活用）
 - ・ 土石・建設材料
 - ・ 太陽光発電設備
 - ・ おむつリサイクル

適正処理の推進と環境再生

- 適正処理
 - ・ 安定的・効率的な処理体制
 - ・ 地域での新たな価値創出に資する処理施設
 - ・ 環境産業全体の健全化・振興
- 環境再生
 - ・ マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策
 - ・ 空き家・空き店舗対策
- 東日本大震災からの環境再生

災害廃棄物処理体制の構築

- 自治体
 - ・ 災害廃棄物処理計画
 - ・ 国民へ情報発信、コミュニケーション
- 地域
 - ・ 地域ブロック協議会
 - ・ 共同訓練、人材交流の場、セミナーの開催
- 全国
 - ・ D.Waste-Netの体制強化
 - ・ 災害時に拠点となる廃棄物処理施設
 - ・ IT等最新技術の活用

適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開

- 国際資源循環
 - ・ 国内外で発生した二次資源を日本の環境先進技術を活かし適正にリサイクル
 - ・ アジア・太平洋3 R推進フォーラム等を通じて、情報共有等を推進
- 海外展開
 - ・ 我が国の質の高い環境インフラを制度・システム・技術等のパッケージとして海外展開
 - ・ 災害廃棄物対策ノウハウの提供、被災国支援

循環分野における基盤整備

- 電子manifestoを含む情報の活用
- 技術開発等（廃棄物分野のIT活用）
- 人材育成、普及啓発等（Re-Styleキャンペーン）

廃棄物処理施設整備計画

(平成30年6月19日閣議決定)

廃棄物処理施設整備計画とは

- 廃棄物処理法に基づき、計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定めるもの。
- 2018年度～2022年度を計画期間とする次期廃棄物処理施設整備計画では、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進。

廃棄物処理施設整備計画の構成

基本的 理念

- (1) 基本原則に基づいた3Rの推進
- (2) 気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保
- (3) 地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備

廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的 かつ効率的な実施

- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進
- (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
- (3) 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進
- (4) 廃棄物系バイオマスの利活用の推進
- (5) 災害対策の強化
- (6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備
- (7) 地域住民等の理解と協力の確保
- (8) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

廃棄物処理施設整備事業の実施に 関する重点目標

- ごみのリサイクル率 : 21% → 27%
- 一般廃棄物最終処分場の残余年数 :
2017年度の水準(20年分)を維持
- 期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 :
19% → 21%
- 廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合 : 40% → 46%
- 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率 : 53% → 70%
- 合併処理浄化槽の基数割合 : 62% → 76%
- 省エネ浄化槽の導入による温室効果ガス削減量 :
5万t-CO₂ → 12万t-CO₂

廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施のポイント（１／３）

（１）市町村の一般廃棄物処理システムを通じた３Ｒの推進

- 食品ロス削減を含めた２Ｒに関する普及啓発、情報提供及び環境教育・環境学習等により住民及び関連する事業者の自主的な取組を促進する。
- 分別収集の推進及び一般廃棄物の適正な循環的利用に努めた上で、適正な中間処理及び最終処分を行う体制を確保する。

（２）持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営

- 廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていく。
- 地方公共団体及び民間事業者との連携による施設能力の有効活用や施設間の連携、他のインフラとの連携など、地域全体で安定化・効率化を図っていく。
- 地域特性を踏まえた整備計画の見直しにも配慮した浄化槽の整備や老朽化した単独処理浄化槽及び公共所有の単独処理浄化槽等の単独転換を推進する。また、浄化槽台帳を活用して単独転換や浄化槽の管理向上を図る。

（３）廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進

- よりエネルギー効率の高い施設への更新、小規模の廃棄物処理施設における効果的なエネルギー回収技術の導入、地域のエネルギーセンターとして周辺の需要施設や廃棄物収集運搬車両等への廃棄物エネルギーの供給等に取り組み、地域の低炭素化に努める。
- 施設整備等のできるだけ早い段階から、様々な関係者が連携して、地域における廃棄物エネルギーの利活用に関する計画を策定する。
- 家庭用浄化槽や中・大型浄化槽の省エネ化を促進し浄化槽システム全体の低炭素化を図る。

廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施のポイント（２／３）

（４） 廃棄物系バイオマスの利活用の推進

- 民間事業者や他の社会インフラ施設等との連携、他の未利用バイオマスとの混合処理、メタンを高効率に回収する施設と廃棄物焼却施設との組合せによるエネルギー回収等、効率的な廃棄物系バイオマスの利活用を進める。

（５） 災害対策の強化

- 施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進し、地域の防災拠点として電力・熱供給等の役割も期待できる廃棄物処理システムの強靱性を確保する。
- 災害廃棄物対策計画の策定、災害協定の締結等を含めた関係機関及び関係団体との連携体制の構築、燃料や資機材等の備蓄、災害時における廃棄物処理に係る訓練等を通じて、災害時の円滑な廃棄物処理体制を確保する。

（６） 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備

- 地域の課題解決や地域活性化に貢献するため、廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、廃棄物発電施設等のネットワーク化による廃棄物エネルギーの安定供給及び高付加価値化、災害時の防災拠点としての活用、循環資源に関わる民間事業者等との連携、環境教育・環境学習機会の提供等を行う。
- 地方公共団体、民間事業者、地域住民が施設整備に積極的に参画し、関係主体が一体的に検討できる事業体制を構築するとともに、工業団地・農業団地の造成・誘致事業などとの連携を進める。

廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施のポイント（3／3）

（7）地域住民等の理解と協力の確保

- 地域の特性や必要性に応じた一般廃棄物処理施設の整備を進めていくためには、地域住民等の理解を得ることが基盤となる。施設の安全性や環境配慮に関する情報だけでなく、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、資源の有効利用、温室効果ガスの排出抑制、災害時の対応、地域振興、雇用創出、環境教育・環境学習等の効果について住民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得るよう努める。
- 日常的な施設見学の受入や稼働状況に係わる頻繁な情報更新など、情報発信及び住民理解の確保等に努め、地域住民等との信頼関係を構築しておく。

（8）廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

- 入札及び契約の透明性・競争性の向上、不正行為の排除の徹底及び公共工事の適正な施工の確保を図るとともに、公共工事品質確保法に基づき、総合評価落札方式の導入を推進する。